

EBPM推進委員会幹事会の開催について

令和3年10月27日
EBPM推進委員会会長決定
令和4年8月4日
一部改正

1. 関係府省の緊密な連携の下、EBPMの推進について具体的かつ計画的に検討するため、EBPM推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議題に応じて、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができる。
3. 幹事会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

以上

E B P M推進委員会幹事会構成員

- 座長 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）
- 構成員 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）
内閣官房内閣参事官（行政改革推進本部事務局参事官）
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（総務担当）
デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）付参事官（総括担当）
総務省行政評価局政策評価課長
総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官
人事院事務総局政策立案参事官
内閣府大臣官房企画調整課合理的根拠政策立案推進室長
宮内庁長官官房秘書課長
公正取引委員会事務総局官房参事官
警察庁長官官房参事官
個人情報保護委員会事務局政策立案参事官
カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長
金融庁総合政策局総合政策課長
消費者庁参事官（デジタル担当）
復興庁参事官
総務省大臣官房政策評価広報課長
法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長
外務省大臣官房考査・政策評価室長
財務省大臣官房文書課政策分析調整室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省政策統括官付参事官（調査分析・評価担当）
農林水産省大臣官房広報評価課長
経済産業省大臣官房業務改革課長
国土交通省総合政策局情報政策課長
環境省大臣官房総合政策課長
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官
防衛省大臣官房企画評価課長